

# 社会問題としての孤独死と、 政策対応の方向性に関する再考

呉 獨立

早稲田大学社会科学部助教

## はじめに

「孤独」と「死」は、いつの時代においても人びとを悩ませるものであったが、今日の我々は「孤独」と「死」が社会的なデキゴトになっている時代を生きている。近代という時代を象徴する自由な「個人」の誕生は、一方では共同体からの個人の解放を意味するものの、他方では近代的な個人に下された孤独の宣告を意味するものでもある。その意味で、孤独に生きること、そして孤独に死ぬことは、近代的な生と死の一つの典型的な姿であるとも言える。そしてそれは、我々が孤独の時代を生きていると同時に、孤独死の時代を生きている、という意味でもある。一人暮らしがますます普通の生き方になっていく今日においては、孤独は一つの「社会構造」のような存在として我々の前に立っている。孤独な生が一つの普遍的な生き方になっていくことは、そのような生き方によって生じる問題において、その分社会的な責任の持ち分も増えていくことを意味する。孤

独死という問題が、社会的な責任のもとで政策的に対応されるべき事態として捉えられることの正当性も、まさにその点に置かれている。

本稿では、日本で孤独死が社会的な問題として位置付けられてきた一連の流れと政策的な対応について概括し、その流れの中で見られる方向性について批判的に検討してみようとする。

## 社会問題としての孤独死、 及び政策的対応の流れ

日本において「社会問題としての孤独死」の発現は、「孤独死」という言葉がメディアを通じて露呈し始めた1970年代初期まで遡ることができる。しかし、この時期における孤独死は一つの独立した問題として具体化する現象ではなかった。初期の孤独死において「社会問題」としての実在性を与えたのは、1973年の「老人医療費無料化」に至るまでの一連の流れを背景にする、「高齢者問題」というフレームであった。実際に、「孤独死」という表現を用いた最初の報告書が「孤独死老人追跡調査報告書」(1974)<sup>1</sup>であったのは、このようなことを象徴的に示唆している。つまり、初期の孤独死問題は「寝たきり高齢者問題」、「独居高齢者問題」といった範疇の中で、その実在性を有する問題であったのである。したがって、この時期の孤独死関連政策もまた、独居高齢者を対象とする政策の中に位置しており、とりわけ高齢者が抱えている「孤

### オ ドンリップ

早稲田大学大学院社会科学部研究科博士課程修了。博士(社会科学)。専門分野は、社会学・福祉社会学(孤独死、福祉制度、高齢者福祉、地域福祉、コミュニティ、社会連帯、近代性)。早稲田大学社会科学部助手を経て、2020年4月より同助教。

「孤独感」の問題に関心が集中されていた<sup>2</sup>。

1970年代以降、高齢者問題の一環としてその存在感が隠れていた孤独死は、1995年の阪神・淡路大震災を契機に再び社会問題としての実在性が与えられるようになる。被災地に建てられた仮設住宅での一連の死に方が「孤独死」という名のもとで語られ、注目を浴びようになり、孤独死をめぐる議論が本格化する。特に重要なことは、災害と仮設住宅という、明確な時間的・空間的要素によって、孤独死が極めて具体的で可視的な対象になった、という点である。即ち、高齢者問題の中で従属的な位置を占めていた孤独死は、「仮設住宅での孤独死」という形で、独立した対象としての実在性を確保するようになったのである。また、被災者が既存の人間関係から断絶された生活を余儀なくされる「仮設住宅」という環境は、「コミュニティの解体」を極めて圧縮的に具現しているものとしてみなされ、そのような認識が「仮設住宅での孤独死」と結びつけられながら「コミュニティの解体＝孤独死」という構図を定着させることになったのも、この時期の重要な特徴である。

一方で、1990年代後半の孤独死関連政策は、相変わらず高齢者政策のフレームから脱してはいなかった。1990年代後半の孤独死政策は、介護保険法の制定との関連の中で、介護予防・生活支援事業の中に位置づけられるようになる。1998年の在宅生活支援事業に基づいて展開された介護予防事業は、要介護高齢者を対象とする各種の支援事業を統合・再編したものであった。「ふれあい・いきいきサロン」は、介護予防事業として展開された孤独死関連政策の代表的な例である。1994年に全国社会福祉協議会によって提案されたこの事業は、1996年からモデル事業を実施し、2000年には「生きがい生活支援通所事業」として高齢者介護予防事業の中に位置づけられる<sup>3</sup>。そして、この事業は孤立した高齢者とコミュニティとのつながりを構築することによって孤独死の危険から守る、という狙いとともに全国的に拡大されることになる。

阪神・淡路大震災によって建設された仮設住宅が撤去される2000年以降、孤独死が社会問題と

して注目されるのは、2000年代に入ってから浮き彫りになった「団地での孤独死」と、2005年から北九州市で生じた一連の孤独死事件によってである。とりわけ「団地での孤独死」は、「災害」という特殊な状況で行われる「非日常的なデキゴト」という認識から、「日常的」で「普遍的な状況」の中で生じるデキゴトへの、認識の転換を導いていた点で重要な意味を持っていた。つまり、自分の日常的な生活空間で孤独死が発生しているという事実は、孤独死に対する人々の心理的距離を縮小させたのである。仮設住宅で象徴されたコミュニティの解体／「関係」の問題は、被災地といった特殊な状況に限った問題ではなく、いつ・どこでも見られる問題である、という認識が強化された。孤独死という問題は、もはや「仮設住宅での孤独死」のように「XXでの孤独死」「〇〇としての孤独死」ではなく、「孤独死問題」それ自体としての実在性を持つようになったと言える。このような文脈の中で、「孤独死問題」を政策的対象として初めて明示した「孤立死防止推進事業」が厚生労働省によって策定されることになる。

「孤独死」が政策の公式文庫に明示されたのは2000年代初期からであるものの、正式な政策として登場したのは2007年の「孤立死防止推進事業」によってである。この政策の策定のために開かれた、4回にわたる「推進会議」では孤立死予防型コミュニティづくりを提案している。それに関して「推進会議」の最終報告書は、①「孤独」の解消と高感度のコミュニティ・機動的なネットワークを中心に据えるコミュニティづくり戦略を提示するとともに、②「『孤立死』ゼロ作戦と高齢者虐待と認知症対策さらに災害予防対策を一体的に考えること」と、③「『孤立死』防止ネットワークのさまざまなツールや見守りシステムの開発と継続的な運用」を強調している(厚生労働省 2008:12-19)。

「孤立死防止推進事業」の実施は2008年度『高齢社会白書』の中で「健康・福祉」の一分野として言及されており、それ以降の『高齢社会白書』においても持続的に「孤独死」が載せられるようになる。これは国の政策対象として「孤独死」が一つ

の独自の項目を持つようになったと読み取れる部分であるが、同時に、依然として「孤独死」は「高齢者問題」のフレームに縛られていることを見せるものでもある。ただし、「推進会議」報告書で現れたように、「孤立死防止推進事業」は「コミュニティづくり」という側面に強調点を置きながら、「孤独死問題」において「地域福祉」というキーワードを浮き彫りにするものであった。こうした文脈で、2008年以降には「地域福祉活性化事業」(2008年)、「安心生活創造事業」(2009年)、「地域支え合い体制づくり事業」(2011年)などにつながる政策的な流れを見せていた。つまり、孤独死関連政策は「高齢者問題」に加えて「コミュニティ問題」というフレームの中で扱われる傾向を見せている。

以上の流れを踏まえて、ここで注目しようとすることは、孤独死という問題が「関係」の側面を中心にして認識されてきたこと、そしてそれに対する政策対応の主体として「コミュニティ」が強調されていることである。先述したように、1970年代における孤独死は高齢者問題の一環として政策の対象になっていた。この時期の具体的な政策内容においては、「コミュニティ」が明示的には提示されていないものの、高齢者の「孤立感」という面が強調されていた点では、「関係」の問題を中心に捉えていたと言ってよいであろう。1995年の阪神・淡路大震災による状況は、コミュニティを孤独死問題における重要なキーワードとして位置づけた。被災地の仮設住宅で生活する人々はかつてのコミュニティの解体を体験する中で、孤独死の危険に晒されているとみなされた。そのような状況の中で発生する死に、「孤独死」という名前が積極的に付けられる中で、いわゆるコミュニティ問題は孤独死問題における主要な要因として注目された。そして、これは2000年代以降、被災地という特殊な環境を超えて日常的な空間へ拡大する。2007年の「孤立死防止推進事業」は、このような流れが明示的に表出されたものである。先に言及したように、「孤立死防止推進事業」の策定にあたって「推進会議」が提示した提言の中心には「コミュニティづくり」が位置していた。つまり、孤独死問題を解決するために、地域

での社会的関係・人間関係の(再)構築が強く求められており、この「関係」の(再)構築の核を握っているものとして「コミュニティ」が政策の前面に出されている。この「コミュニティ」は「地域福祉」という名前とともに、孤独死関連政策における主要なキーワードになっており、今日に至るまで政策を方向づけるものとして位置している。

## 孤独死対策における コミュニティ志向についての再考

ひとりで死なざるを得ない事態が問題になることは、裏返して言うならば、その個人がひとりで生きていくことに問題を抱えていることを意味する。孤独死とみなされる数多くの事例を見ると、死んだ人たちのほとんどがこのような生の問題状況の中で生きてきたことが見て取れる。失業または不安定な雇用を転々する中で経済的に無力な状態に陥る。身体的・精神的な健康上の問題を抱えているにもかかわらず、適切な医療へ繋がることができない。そして、そのため家族がつかれない、あるいは離婚などによって家族関係から切り離され、ひとり暮らしを強いられる。孤独死とは、このような生の問題を抱えて生きていく人生の最期に付けられている名前にすぎない。つまり、孤独死とは、生を支えるために必要な機能の不在に関する問題に他ならない。

問題は、そのような機能不在の問題を、コミュニティを志向する政策によって対応できるか、という点である。コミュニティの(再)構築を志向する政策の基本的な考え方は、「コミュニティ(再)構築による機能の回復」という言葉で整理できるであろう。実際に、孤独死に関連するコミュニティ志向政策の内容を見ると、例えば見守りに関する取り組みなどで見られるように、「機能的ネットワーク」としてのコミュニティ像を、ある程度念頭に置いているように見える部分もあり、その点においては評価すべきであろう。

しかし、それにもかかわらず、ここには根本的な限界が存在する。というのは、そのような機能を保障するコミュニティ自体が、今日には一層構築し難い

コミュニティになっているからである。これは、孤独死に対する模範的な対応として評価されるコミュニティの事例を通じて、逆説的に露呈される。例えば、2000年代の「団地の孤独死」における象徴的な物語として位置している常盤平団地の自治会は、その典型的な例を見せている。中沢卓実という、実にかリスマ溢れる自治会長を中心に取組まれた、いわゆる「孤独死ゼロ作戦」は孤独死問題に関する地域コミュニティの対応における一つの手本としてよく知られている。実際に、常盤平団地の仕組みは2007年の厚生労働省の政策策定において、文字通りに直接的な影響を与えたものであった<sup>4</sup>。一見すると、常盤平団地の事例はコミュニティ中心の政策方向において強い正当性を与えるもののように見える。しかし、よく考えてみると、常盤平団地のような模範的な事例は、あいにく正反対の側面を語っていることが分かる。つまり、常盤平団地の成功物語は、コミュニティに関わる言説の脆弱性を露呈させているのである。常盤平団地による「孤独死ゼロ作戦」の成功は、あくまでも自分の私的プライバシーまでも犠牲しながら行動する強力な人的要素と、家賃裁判・福祉裁判<sup>5</sup>などを経験しながら長い時間を共有してきた構成員による、強い連帯を有していた集団がすでにあつたからこそ可能であった。つまり、常盤平団地のような成功物語は、特殊なコミュニティにおける特殊な物語である。このような特殊な成功は、一般的なケースにおいてはむしろ失敗の要因を浮き彫りにするものである。自治会加入率の減少と自治会役人の高齢化などで象徴される地域コミュニティの現状を考えれば、常盤平団地自治会のようなありようを普遍的なものとして期待するには無理があり、さらに中沢卓実のようなカリスマ的な人物の存在はなおさらである。また、常盤平団地のように特殊な集団体験を有するコミュニティは、決して一般的ではなく、それは特定の政策によって作り出されるものでもない。即ち、このような事例は、コミュニティ(再)構築による機能の回復が、むしろ現時点でどれほど難しいのかを見せているだけである。

もちろん、コミュニティ構築それ自体は不可能で

あるわけではない。ただし、政策的な効果を期待するために求められるコミュニティとは、その性質上近代的というよりは、むしろ前近代的なものに近い性質を前提としやすい、という難点が存在することを見逃してはいけない。近代以降におけるコミュニティという存在は、本質的に「機能」という側面から切り離れて「関係」の領域に限定される傾向を見せてきた。近代性を論じる数多くの社会学的議論は、この「関係」と「機能」の分離という、コミュニティをめぐる近代的な状況を指摘してきた<sup>6</sup>。それらの議論に共通していることは、近代社会において人々はもはや、関係と機能が一致している状態としては経験されない世界を生きるようになったことである。血縁・地縁・社縁などの関係は、単に「関係」にとどまることなく、諸個人にとって安定した生の営みを支える全方位的な支援の担い手であった<sup>7</sup>。つまり、関係(コミュニティ)は社会が(機能)を直接体験できるようにするものであり、その分個人と密着されている存在であった。しかし、近代化の進展に連れて、このような関係はひたすら「関係」としてのみ機能する傾向を見せる(Giddens 1991)。「関係」は決して永続的でも、安定的でもなく、情緒的機能以外には期待できないものとして縮小しているのである。コミュニティ問題と関連してしばしば語られる「無縁社会」という言説の真の意味は、実際に「縁」が消失されたということではなく、「縁」の意味が縮小されることによって生じる「機能」の消失である。言い換えれば、コミュニティの弱化・消失という概念における本質的な問題は、「人間関係の喪失」ではなく、「関係」と「機能」の断絶という、近代的なコミュニティ状況の根底に置かれていると言える。問題の本質が、単に関係の喪失ではなく、機能を保障してきた関係の効力喪失とするならば、コミュニティ再生などに期待される、関係の回復による機能の回復は、もはや今日の社会においてはその根本的な部分で内在的な限界を有していると思われるべきであろう。

人間関係が希薄化し、人と人のつながりが断絶していることが問題である故に、それを回復させると解決できる、という考え方は(たとえ皮相的ではある

ものの)、確かにそれ自体としては意味がある。コミュニティの再生・復活による関係の回復・再構築は、少なくとも孤独死とみなされる死の「発見」においては強みを持っている。そして、「死」に至らないように早期に発見することや死後できるかぎり早いうちに発見することは、孤独死問題において非常に重要な部分であることも事実である。しかし、これは孤独死問題の対応における半分の意味しか持っておらず、厳密に言うならば、死の当事者よりは死の周りの問題に関わるものにすぎない<sup>8</sup>。孤独死とは、死の問題であると同時に生の問題である。死という現象を消したとして生の問題が解決されることではなく、むしろ死を回避したことで生の問題は続ける。

結局、孤独死問題に対応するために、最も重要なことは、基本的な考え方の転換にあるのではなかろうか。孤独死問題の中心を「死」ではなく「生」の問題に置きながら、関係の構築による機能の回復ではなく、関係構築以前の機能回復を重視する政策的な考え方が求められているのではなかろうか。生の問題が保障されるとき、おそらく関係の問題は自然に解決されるかもしれない。

## 終わりに

今の社会ではひとりで生きていく生き方がますます普遍的な形を取っていく。「関係」が「生」を保障しない社会の中で、個々人が「関係」から背を向けることは、もしかすると自然な帰結かもしれない。それを「解体」と規定し、問題としてとることはできるものの、そのような解体の根底で働いている「個人化」の力は簡単に覆すことのできるものには見えない。もちろん、ひとりで生きていく人びとにもつながりは必要であろう。おそらく、ひとりで生きていくしかないからこそ、人々はさらに他人とのつながりを求めるかもしれない。孤独に堪える能力を問うことは、確かに個人的な問題であって政策の問題ではない。ただし、諸個人が社会の構成員として安定した生を営むことに関する問題は、紛れもなく政策の問題である。孤独死は孤独な「死」の問題ではなく、孤独に死なざるを得ない「生」の問題であり、その

「生」を支える機能は孤独を解決することでは解けない領域に置かれている。

コミュニティ再生に期待する政策的な志向は、それ自体としては確かに有意義な価値を内包するものである。しかし、少なくとも孤独死問題においては、それが「関係」の(再)構築に傾けている限り、幾ら多くの社会的な資源を入れ込んだとしても、そこにはいつも乗りきれない壁だけが待っているかもしれない。■

### 《注》

- 1 この報告書は、1972年に死亡した65歳以上の独居者(9県1市対象)に関する民生委員の追跡調査結果を報告したものである。
- 2 この時期の代表的な政策としては、「老人福祉電話センター」、「老人福祉相談員制度」などがあげられる(黒岩2008:66)。
- 3 「介護予防生活支援事業」は2003年に「介護予防地域支え合い事業」と名称が変更された。
- 4 2006年8月に常盤平団地自治会と団地地区社会福祉協議会が厚生労働大臣を相手に行った陳情活動は、実際に厚生労働省の「孤立死防止推進事業」における直接的な契機の一つになったのであり、政策策定のために開かれた「推進会議」には、自治会長であった中沢卓実が直接参加し、常盤平団地の取り組みについて報告をするなど、厚生労働省の政策策定において常盤平団地の影響は大きいものであった。常盤平団地における「孤独死ゼロ作戦」の内容については中沢(2008)などに詳しく紹介されている。
- 5 常盤平団地自治会は、1960年代後半から、公団の家賃値上げや共益費値上げに対する反対運動を行われてきた歴史を持っている。1988年から本格的に展開された訴訟は、いわゆる「家賃裁判」と呼ばれるようになり、1992年に自治会の敗訴で終わった。以後、「団地生活権」を主張しながら再び訴訟を提起したが、「福祉裁判」と呼ばれるこの訴訟もまた、1997年に自治会の敗訴で終わることになる。しかし、これらの事件に対する団地の集団的経験は、住民の間に密接な集合意識とネットワークを創り出す原動力になったのである。
- 6 関係と機能の分離といった特徴は、主に「コミュニティ」と「社会」の分離という概念を通じて、社会学の議論の中で具体化した。これと関連して注目になる主要な議論としては、デュルケム(Durkheim 1984)などの古典的な議論とともに、ギデンズ(Giddens 1991)、ザイデルフェルト(1970)などの近代性に関する議論、及びコミュニティについてのデランティ(2012)、パウマン(2008)などがあげられる。

- 7 即ち、情緒的な機能だけでなく、経済的機能、教育などの社会化機能、安全保障の機能及び、今日の「社会保障」という範疇に該当する機能が全てコミュニティと密着していた。
- 8 孤独死がコミュニティの問題として認識されることには、実際にはこのような部分も重要な原因となっている。これは、孤独死を「死」という発現要素に限定して把握しようとする傾向と密接に関連している。

《参考文献》

黒岩亮子 (2008) 「高齢者の『孤立』に対応する福祉政策の変遷」『社会福祉』49: 59-77.

厚生労働省 (2008) 『高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議報告書』厚生労働省.  
全国社会福祉協議会・全国民生委員児童委員協議会

(1974) 『孤独死老人追跡調査報告書』全国社会福祉協議会.

デランティ, ジェラード (2012) 『コミュニティーグローバル化と社会理論の変容』NTT出版.

中沢卓実 (2008) 『常盤平発信 孤独死ゼロ作戦—生きかたは選べる』木の泉社.

バウマン, ジグムント (2008) 『コミュニティ』筑摩書房.

Durkheim, Emile (1984) *The Division of Labor in Society*. New York: Free Press.

Giddens, Anthony (1991) *Modernity and Self-identity: Self and Society in the Late Modern Age*. Stanford: Stanford University Press.

Zijderveld, Anton (1970) *The Abstract Society: A Cultural Analysis of Our Time*. Harmondsworth: Penguin Books.

